インドにおける公益訴訟の展開と課題

——第三世代の公益訴訟を中心に——

浅　野　宜　之

目　　次

はじめに
1．公益訴訟の特徴
2．公益訴訟の展開：ウッタランチャル判決をもとに
3．公益訴訟の課題：インド法律研究所年鑑をもとに
まとめ

はじめに

インドにおける法制度について言及する際，もっとも多くふれられるのが公益訴訟（Public Interest Litigation：以下，PIL と略）である。PIL は，元来権利を侵害されているものの，司法へのアクセスが十分でない者について，その救済のために第三者が憲法第32条または第226条に定める令状請求を根拠に，裁判所に申立てを行ったことが始まりである。原告適格要件の緩和，裁判所による職権主義的進行，中間命令を出し続けることにより行政への監視を継続するという終結のあり方など，形式的な面でもその特徴がさまざまに取り上げられてきたが，同時に裁判所の司法積極主義的姿勢が PIL を通して注目されるべき点として検討されてきた。しかし，PIL については，時代とともにその内容に変化がみられ，課題もまたさまざまに提示されてきている。本稿の目的は，PIL の歴史的展開を概観するとともに，取り上げられる事項の拡大と PIL の課題の発生とのつながりを検討することである。とくに，本稿では第三世代の PIL と呼ばれる汚職や政治的対立等の問題を取り上げる PIL が増加するとともに，PIL の問題点が増加してきているのではないかという視点のもとに PIL の利点と課題とを概括する。

まず，第１項では，先行研究によりながら PIL の特徴について概観する。続いて第２項では，ウッタラーンチャル判決をもとに，これまでの PIL の歴史的展開について検討する。本判決は後述するように PIL の歴史的な流れとともにその問題点と対応策が述べられており，最高裁として PIL をいかに捉えているのかを考える契機となるものと考える。第３項では，インド法律研究所年鑑に記載されている PIL に関する記述，とくに汚職など統治と説明責任に関連する事項について，1984年の記述開始から1990年代までのものを概観し，その中で PIL の課題についていかに取り上げられているかを検討する。以上の検討をもとに，最後に PIL の課題と政治的問題とのあり方について概観したい。

1. 公益訴訟の特徴

これまで法制史を除くインド法に関する論考において，もっとも多く取り上げられたテーマの一つが本稿で検討対象とするPILであるといえる。これの形式的特徴について，浅野［2009］によれば，第一に本来訴訟においては対審構造を基本とするものの，PILでは第三者による訴えの提起を認めるなど，原告適格の要件が緩和されていること，第二に裁判官への書簡をもって訴訟提起とすることも認められるなど，手続的にも要件が緩和されたこと，第三に裁判所が調査委委員会を設置し，法社会学的調査を行ったうえでその結果を審理に採用する点などが特徴とされている。

日本でPILについて初めて包括的に紹介したものが，安田［1987］である。安田はPILをインドの法学者ウペンドラ・バクシにならい「社会活動訴訟」として位置づけ，西欧法の土着化のみならず社会問題への公式法制度の役割を示しうる例として紹介している。そして，PILを社会正義という共通目標を達成するための，「公共精神に富んだ人々」「国家」「裁判所」による協同的努力とし，その社会正義とは「憲法の諸基本権とその背後にある一般的な人間的尊厳を有する生活の達成」と紹介したうえで，「共同法理に関連する諸価値を国家レベルにまで普遍化する試み」と位置付けている。ただし，PILにおいて発せられる命令の拘束力について指摘し，「裁判所に対して申立てられた社会的不正儀につき，それが執行府に対して，法的というよりむしろ道徳的ないし説得的にその是正措置を要請するというプロセス」としている。そのうえで，執行府との関係で検討しなければならない課題はあるものの，「人間の尊厳や基本的人権といった普遍的な価値がインド社会に根づくため」に不可避であると述べている[1)]。

稲［1993］では，「隷属的労働者解放戦線事件」[2)]をはじめとする各種の訴訟を，社会的弱者の権利侵害に対しての訴訟，環境問題に関わる訴訟，裁判所や

1)　安田〔1987：394-396〕

2)　*Bandua Mukti Morcha v. Union of India and Others*, AIR 1984 SC 802.

その他の統治機構・政治家などに関する訴訟などに類別化して紹介したうえで，PIL を司法積極主義による社会正義達成を志向するもので，このなかで国家政策の指導原則条項の司法的強制が実現されてきたと評価している。また，「司法に対する政治部門の公然たる無視や争点の拡散化現象」などの課題は残っているにしても，PIL が政府に対して何らかの作為を請求する力を社会的弱者に与える契機となっているとしている。

孝忠［2008］は，PIL をインド発の現代型訴訟として関心をよんできたことを紹介し，その歴史的展開のなかで PIL の多様化がみられること，そして社会から疎外された人々の権利を保障する手段としての意味が相対化されることで PIL の本質的性格が変容するという危惧を記している。

また，伊藤［2008］は，PIL の展開を概観し，また重要な判例を分析したうえで，裁判所が議会や政府の不完全な活動を背景に，行政に対して命令を下し，あるいはガイドライン作成という形で立法活動に近い役割を果たすようになったことを指摘している。そして，PIL を貧しく，裁判へのアクセスが困難な人々の救済のため裁判所が創出した手続きとし，さまざまな意義が存在するとともに問題点もまた生じているとしている。そのうえで，PIL は政治部門が正常な機能を取り戻すまで発展を続けるものと位置づけている。

佐藤［2001］は，現代型訴訟というタームを切り口に，独自の視点で PIL を検証している。佐藤は現代型訴訟の特徴を，第一に一方の当事者は国や大企業等であり，他方は十分に組織されていない市民であることが多く，係争利益の集団性や拡散性が見られること，第二に当事者の対等性が失われていること，第三に請求の内容は将来の作為または不作為が問題となり，公共的な問題が提示されていることなどとまとめたうえで，PIL を現代型訴訟の一つのあらわれととらえて議論している。そして，PIL のインド独自の特徴としては対審型構造からの解脱というより，令状管轄権に集中していることにあること，また，インド司法部が救済手段を柔軟に創造し得たのは，その歴史的背景が存在することを挙げている。

このように，日本においてインドの PIL を検討した論考の多くは，社会的

な課題，とくに社会的に疎外されてきた弱者の権利侵害に対して，これを救済するための裁判所の積極的な関与に焦点を当て，具体的には原告適格の緩和などの要件について示してきた。そして，PIL が制度的に内包する課題の存在も認めるなかで，裁判所が社会的弱者の救済に重要な役割を果たしうる点に重きを置いて議論してきている。

以上のように日本においては概ね積極的な評価がなされてきた PIL であるが，実際にインドにおいてはいかなる見方がなされているのかを，次章において検討したい。その際に用いるのが，ウッタラーンチャル判決である。

2. 公益訴訟の展開：ウッタラーンチャル判決をもとに

(1) 経　緯

本項で取り上げるウッタラーンチャル判決は，正確には State of Uttaranchal vs. Balwant Singh Chaufal & Others とされるもので，最高裁の D. バーンダリ裁判官[3] と M. シャルマ裁判官が担当した。

本件はウッタラーンチャル（現在のウッタラーカンド）州から2001年7月12日および同年8月1日にウッタラーンチャル高裁が発した命令に対して上訴を行ったものである。法務総裁への任命が行われた際，被上訴人バルワント・シン氏が，憲法第165条および第217条にもとづいて訴訟を提起したものである。

憲法第165条第1項は，州法務総裁の任命資格として，高裁裁判官に任命されるものと同等の資格をもつもの，と規定している。また，憲法第217条は高等裁判所裁判官について規定したもので，その第2項には高裁裁判官は62歳をもって定年とすることが定められている。被上訴人は，上記の規定から，州法務総裁に任命されるには62歳という年齢制限があり，これを超えた人物が任命されるのは違法であるとした。高裁は州政府に対して命令の日から15日以内に決定を下すよう示したが，これに対して州政府が最高裁判所に特別許可訴訟として上訴した。

3)　バーンダリ裁判官は2012年に定年となり，同年国際司法裁判所裁判官に選出された。

州政府側代理人ドィデヴィ（D. Dwidevi）は，50年以上前に同様の事例が扱われているとして，カルカーレ判決[4]に言及した。この事例でナーグプル高裁の判例では，憲法第217条にいう62才という年齢は高裁裁判官としての資格とはみなしえないこと，憲法第165条第3項に州法務総裁は「知事の意に反しない限りその任に当たる」と定められていることから，憲法第217条に定める高裁裁判官の任期の規定は州法務総裁には適用できないと考えられることなどから，憲法第217条第1項の規定を憲法第165条と関連づけて解釈することはできず，したがって高裁裁判官の定年を超えているからとはいえ，州法務総裁としての欠格事由にはならないと示されていた。そして，この判断はその後の最高裁における判例でも支持されてきた。

このように明確な判断が示されているにもかかわらず，カルカーレ判決以降も同様の事例がいくつも訴訟に持ち込まれてきたことについて，本件判決ではこうしたことが貴重な時間を浪費させ，その他の事案について判断することを妨げてきたとし，本件はPILの名の下に司法手続が乱用されてきた一つの例であるとした。そして，こうした状況をなくしていくために，PILにかかわる課題を検討することが必要であると述べている。

(2) PILの起源

PILは憲法上裁判所に課せられた責務を具現化するもの，と判決では表現されている。そのうえで，PILの輪郭を明確にすることが不可欠であると述べている。判決では，PILは最高裁及び高裁の管轄のなかでも非常に重要なものと示している。それは，疎外されてきた人々の権利保護のみならず，環境保護，さらには公における透明性の確保にも役立っていると評価しているからである。そして，判決では，これまでのPILを次の三つの世代に分けて議論している。すなわち，憲法第21条に定める「生命への権利」の内容を拡げ，原告適格の原則を緩和し，「権利侵害を受けた者」が救済を得られるようにしたものが第一世代のPILともいえるもので，つづいて環境保護，生態系の破壊

4) *G. D. Karkare v. T. L. Shevde and Others*; AIR 1952 Nag 330.

などの問題を裁判で取り上げるためにPILの手続きを活用するようになったのが第二世代のPILといえるもの，そして統治にかかわる問題，たとえば汚職などを取り上げるようになったのが第三世代のPILと呼びうるものと位置付けている[5)]。

PILの起源については，アメリカの公益訴訟の影響を挙げる意見もみられるが，実際に1976年のマハーラーシュトラ弁護士会判決で，アメリカでの消費者団体などが関わる公益訴訟のように公共志向の訴訟は法の支配を満たすものになりうる，と示している。これを含むいくつかの訴訟により最高裁は原告適格の原則を緩和することによって，司法へのアクセスを改善するという動きを明確にした。

(3) 第一世代の公益訴訟

判決では，疎外された人々の権利侵害について，第三者が訴訟提起したものとして多くの判例を紹介している。たとえば，デリーの刑務所における受刑者に対する暴行を告発したスニル・バトラ事件[6)]で最高裁は，こうした「殉教者」的訴訟は，法の支配を強めることにもなりうるとし，原告適格を拡大することによる「代理」としての参加は，大衆が比較的弱い立場にある民主主義体制の下で必要なものであると明確に示している。

フッサイナラ・カートゥーン事件[7)]でバグワティ裁判官が，「今日，不幸なことに貧しい人々は司法システムの枠外に置かれ，その結果司法への信頼性を失っている」としたうえで，「法は彼らにとって遠いもので，何かを奪い去るもの……つまり，社会経済体制を変革し，生活を改善するための建設的な道具とは認識していない」と述べていることを紹介している。こうした判断が，バグワティ裁判官をPILの拡大に向かわせたとみることができ，注目すべき点

5) バナーラス・ヒンドゥー大学法学部ヴェルマ教授（D. P. Verma）も，こうした分類は妥当であると評価している（2012年8月8日筆者聞き取り）。

6) *Sunil Batra v. Delhi Administration and Others*, AIR 1978 SC 1675.

7) *Hussainara Khartoon and Others v. Home Secretary, State of Bihar*, AIR 1979 SC 1369.

であるといえよう。

民主的権利のための市民連合事件[8] で最高裁は，PIL は貧しい人々に正義をもたらず法律扶助運動の戦略的な手段であると位置づけ，貧しく，社会的あるいは経済的に厳しい立場に置かれた人々の憲法上または法的な権利の侵害に対する（救済の）要求という公益を促進し，保護するものであるとしている。

このほか，ジャーナリストなどによる書簡を令状請求としてとらえたものも PIL の一連の事例のなかに見受けられるとしている。本件判決の中で取り上げられたものとしては，たとえばボンベイ（現在のムンバイ）の刑事施設での女性受刑者に対する暴行を告発したシーラ・バース事件[9]，デリー大学ウペンドラ・バクシ教授が女性の保護施設における待遇について裁判所に書簡を送った事例[10]，精神病院の運営に問題があるとして訴えがあり，裁判所が当該病院の衛生状態や患者の待遇などについて専門家委員を任命し調査させた結果，政府に対して運営の改革を勧告したカプール事件[11]，事業所における女性の権利保護を命じたヴィシャカ事件[12] などがある。さらに，近年のケースでは，1995年障害者（機会均等，権利保護および完全参加）法の施行にも関わらず，定められた障害者への優先的土地割当てがなされていないという状況について，州政府及び地方政府に対しこれを実施するよう命じた事例や[13]，私立学校で93人の児童が死亡した火災について，校舎が防火基準を満たしていなかったとして，政府にその実行を求めた事例[14] などがある。

これら本件判決で紹介された第一世代の PIL は原告適格の原則を緩和することで社会的・経済的に疎外されてきた人々の基本的権利を保護するものとして括ることのできる，一連の訴訟として紹介されている。

---

8) *People's Union for Democratic Rights v. Union of India*, (1982) 3 SCC 235.
9) *Sheela Barse v. State of Maharashtra*, AIR 1983 SC 378.
10) *Dr. Upendra Baxi (I) v. State of Uttar Pradesh and Another*, (1983) 2 SCC 308.
11) *B. R. Kapoor and Another v. Union of India and Others*, AIR 1990 SC 752.
12) *Vishaka and Others v. State of Rajasthan and Others*, (1997) 6 SCC 241.
13) *Prajwala v. Union of India and Others*, (2009) 4 SCC 798.
14) *Avinash Mehrotra v. Union of India and Others*, (2009) 6 SCC 398.

(4) 第二世代の公益訴訟

本件判決では1980年代からみられるようになった第二世代の PIL とされるとして，前述の通り環境問題に関わる事例を挙げている。最近の例としてはデリー首都圏における公共交通機関（バスやタクシーなど）の使用燃料を軽油から圧縮天然ガスに変えるよう求めたデリー高裁の命令にもとづき，新たな規制が設けられ，現在では天然ガスを用いる交通機関のみが営業できるようになったものが挙げられる。

このほかには，事業所からの有毒ガス流出事故に関わる事例がある。裁判所は，危険物を扱う事業において，当該事業所は労働者および近隣住民に対して危険が及ばないようにし，被害が発生しないようにする責任を負っているとし，最高度の安全基準を遵守するよう命令を発している[15]。また，労働者の保健衛生状態に問題があるとしてドーン渓谷上にある石灰岩の採掘場に対し，閉鎖を命じた例もある。この事例で裁判所は，採石場の事業主にとっては厳しい状況をもたらすかもしれないが，人々が健康的に生活する権利を保護するために必要な措置であると述べている[16]。

環境に関する PIL は，裁判所の憲法第21条の解釈によって可能なものとなった。1991年のスバーシュ・クマール判決[17] では，第21条にもとづき国民は水質汚染のない環境で生活する権利をもつと示されている。また，メヘター（1988年第1）判決[18] でもガンジス川の汚染に関連して，水質汚染によるニューサンスは公共全体に関わるものであって，特定の個人がこれを止めるために何らかの手続きをとるということは期待すべきではないとし，PIL を通じて1974年水（汚染防止及び管理）法により自治体等に課せられた義務を履行するように求める権利が原告にはあると示している。また，史跡であるタージ・マハルを大気汚染による二酸化硫黄の影響から保護するため，近隣の約

15) *M. C. Mehta and Another v. Union of India and Others*, AIR 1987 SC 1086.

16) *Rural Litigation and Entitlement Kendra, Dehradun and Others v. State of Uttar Pradesh and Others*, AIR 1985 SC 652.

17) *Subhash Kumar v. State of Bihar and Others*, AIR 1991 SC 420.

18) *M. C. Mehta v. Union of India and Others*, (1988) 1 SCC 471.

300の事業所に対し石炭の使用を禁止した事例も有名である[19]。

さらに，ストックホルム宣言を援用しながら経済的開発と環境保護とのバランスをとることについて言及したエッサー・オイル判決[20]，憲法第48A条及び第51A条g号は憲法第21条を参照しながら解釈しなければならないとし，空気，水，土壌などの生命にとって基本的な環境要素を汚染する行為は憲法第21条にいう「生命」を侵害する行為であると指摘したカマール・ナート判決[21]，「汚染者負担の原則」にもとづき，環境の改善及び環境汚染の被害者に対する補償を命じたジャガンナート判決[22] など，環境問題に関わる重要な判例が PIL により出されている。

(5) 第三世代の PIL

1990年代以降，最高裁が PIL として取り上げる内容を拡大してきた。それは，前述のように汚職問題や統治におけるモラルに関わる問題である。

本件判決では，これに関わるいくつかの判例が紹介されている。詳細について次章に記す，いわゆるハワラ事件に関わるナライン判決[23] のほか，ビハール州における横領事件に関わる通称ララン判決[24]，タージ・マハル周辺の商業開発にともないウッタル・プラデーシュ州環境大臣などの不適切な関与が疑われ，裁判所が詳細な調査を命じたタージ回廊事件[25]，ヒンドゥスタン石油公社やバーラト石油公社の株式売却手続きについて疑義が申立てられた事例[26] などが挙げられる。

---

19) *M. C. Mehta v. Union of India and Others*, AIR 1997 SC 734.
20) *Essar Oil Ltd. v. Halar Utkarsh Samiti and Others*, AIR 2004 SC 1834.
21) *M. C. Mehta v. Kamar Nath and Others*, (2000) 6 SCC 213.
22) *S. Jagannath v. Union of India and Others*, (1997) 2 SCC 87.
23) *Vineet Narain and Others v. Union of India and Another*, AIR 1998 SC 889.
24) *Rajiv Ranjan Singh 'Lalan' and Another v. Union of India and Others*, (2006) 6 SCC 613.
25) *M. C. Mehta v. Union of India and Others*, (2007) 1 SCC 110.
26) *Centre for Public Interest Litigation v. Union of India and Another*, AIR 2003 SC 3277.

こうした事例の拡大とともに，PIL には濫訴という問題もまた生じている。第三世代の PIL への対象の拡大と，上述の問題の発生と関連性があるのか，次章にて改めて検討したい。本件判決では，PIL について検討するにあたり他国における同様の訴訟類型について概観しているので，つづいてこれを紹介する。

(6) 他国における同様の訴訟類型

先進国でいえば，まずオーストラリアで PIL に公益訴訟という名称での訴訟があるが，これは環境保護を目的とするものであると述べられている。アメリカについては，ブラウン判決をはじめとしてさまざまな訴訟を参照し，クラスアクションなど集団訴訟の形態が存在することを指摘している。イングランドについては，いわゆるブラックバーン判決をもとにして令状訴訟における原告適格要件の拡大を紹介した上で，1978年裁判所規則の改正により新たな原則が生まれたという状況を述べている。また，南アフリカについては，原告適格の緩和などが憲法に定められ，クラスアクションや第三者による訴訟が明示的に可能になっているとされる。

パキスタン[27] においても，インドと同様 PIL と称される訴訟が提起されている。近年の重要な事例でいえば，裁判所に対する政府からの干渉問題を取り上げたシンド高裁弁護士会判決[28] や，さまざまな政府機関が違法行為について免責とされるために，一部の法令の改正を行う規定を設けた国民和解令について違憲と判示したものがある[29]。

また，住民の生活環境に関わる西パキスタン岩塩労働者組合判決[30] が紹介

27) パキスタンにおける PIL については，佐藤［2010］参照。

28) *Sindh High Court Bar Association v. Secretary, Ministry of Law and Justice and Others*, and *Nadeem Ahmed v. Secretary, Ministry of Law and Justice and Others.*

29) Constitution Petition Nos. 76 to 80 of 2007 and 59 of 2009, Civil Appeal No. 1094 of 2009

30) *General Secretary, West Pakistan Salt Miners Labour Union Khewra, Jhelum v. The Director, Industries and Mineral Development*, 1994 SCMR 2061.

されている。これは採掘により水質汚染が引き起こされた地域について，最高裁は事業所の営業停止を含む命令を発したもので，インドにおける環境関連のPIL と類似したものである。

パキスタン以外の南アジア諸国ではスリランカやネパールにおいて PIL と類似する訴訟が存在していることを紹介している。そして，インド司法はアメリカの集団訴訟にヒントを得て PIL を創出してきたが，独自の発展を遂げているとしている。

(7) 公益訴訟の課題

本件判決では，PIL の課題として，その濫用が挙げられている。PIL が重要なものであるとともに，不正な動機から訴訟が提起されるような事例もみられ，こうした根拠のない PIL が提起されないようにする必要があると述べている。たとえば Balco 判決[31] で最高裁は，PIL を悪用されないように三つの提案をしている。それは，第一に純粋に善意により原告となったものに限定すること，第二に最高裁は場合により懲罰的費用の支払いを請求できるようにすること，第三に最高裁は高裁に対して選択的に PIL を審理するよう指示することである。Balco 判決以外の判例でも，こうした手段を用いて PIL の濫用を防ぐよう示されている例が複数みられる。

いくつかの判例を概観したうえで，本判決では PIL の純粋性を保つために，以下の内容の指令を発している。

① 裁判所は，純粋に公益のための訴訟を提起するよう促し，これと無関係な訴訟の提起を減らすようにすること

② 各裁判官が個人の手続の中で PIL を扱うのではなく，各高裁に公益訴訟を扱う際の内規を作成すること

③ 裁判所は，PIL の提起前に原告の信頼性を確認すること

④ 裁判所は，PIL の提起前に訴訟の内容の正確性について確認すること

31) *BALCO Employees' Union (Regd.) v. Union of India and Others*, AIR 2002 SC 350.

⑤　裁判所は，訴訟の提起前に実質的な公益が含まれていることを確認すること

⑥　裁判所は，大規模な公益，重要性あるいは緊急性をもつものが優先されることを確認すること

⑦　裁判所は，PIL とは公益の侵害から救済することを目的とするものであり，私益や個人的な動機が含まれてはならないことを確認すること

⑧　裁判所は，公益とは無関係な訴訟に対して懲罰的費用の賦課などの方法をとることで，こうした訴訟を減らすようにすること

こうした内容の指令が判例の中に示されたことから，現在の PIL において重大な問題が，公益とは無関係な訴訟の増加にあることがうかがわれる。前述の第一世代の PIL や第二世代の PIL に関しては，その目的（救済の対象）が明確であったが，第三世代の PIL になると統治の問題であり，公益とはつながらない紛争が裁判所に持ち込まれるケースが多くなる可能性があると思われる。そこで，次章で第三世代の PIL に関わる事例を概観し，こうした事例が現在の PIL が抱える問題と関連しているのか否かを検討したい。

3. 公益訴訟の課題：インド法律研究所年鑑をもとに

インド法律研究所の年鑑（『Annual Survey of Indian Law Institute』）では，1984年以降 PIL に関する章が設けられ，当該年度に出された判決についての紹介や，PIL 全体にかんする解説などが掲載されている。PIL についての年鑑的な書籍としては，前章で紹介したウッタラーンチャル判決を掲載している Rao の『Supreme Court on Public Interest Litigation』があるが，これは一部の判例を集めた判例集であり，PIL の現状を知るには，インド法律研究所の年鑑が妥当であると考える。本章では，ウッタラーンチャル判決にある「第三世代の PIL」について記載がなされ始めた1980年代半ばから1990年代の同年鑑の論稿を主に取り上げ，PIL の対象の拡大とそれにかかわる PIL の課題について検討したい。なお，1994年及び1995年については PIL についての章が設けられていないなど，とくに取り上げるべき事項がないため割愛した。

(1) 1980年代まで

Prakash [1985] および Singh [1986] では，PIL についての議論においていわゆる第三世代の PIL に該当するような事例は取り上げられていない。しかし，1986年の判例について検討している Singh [1987] では，PIL を通じて汚職が明らかにされた事例としてチャイタニヤ・クマール事件[32] が取り上げられている。これは酒造免許に関わる汚職事件で，カルナータカ高裁は政府による一部の免許交付が違法で恣意的であると判示し，当該交付を取り消した。これに対して免許を取り消された当事者が上訴したが，最高裁は高裁の判断を支持している。これに対して，同じ事件の中で州首相の親族に汚職と疑われる行為があったとして州首相の罷免を求める申立てについては，擬似的な公共心から出たもので PIL として受理すべきではないと却下している。こうした政治家の行為や統治に関わる事例が年鑑の PIL の章に記載された初めてのケースとなっている。

Singh [1988] では多様な分野で PIL が提起されてきていることが述べられ，一部の裁判官には社会からの要請の増大に対応しきれないという考えを持つ者もみられるようになっているとされている。たとえば公金の使途及び主任技師の解任などを問題としてマディヤ・プラデーシュ州公衆衛生大臣の罷免を求めたプラヤギ事件[33] でマディヤ・プラデーシュ高裁は，PIL は他者を中傷するために用いるものではないとして，却下している。また，同じ判決でセン（C. P. Sen）裁判官らは，PIL の原告はあくまでも個人的利益や政治的動機から訴訟を提起すべきではないと述べている。しかし政治的問題についてすべてが否定されているわけではなく，ワドワ教授事件[34] では，ビハール州知事が14年間にわたり 256 の知事令を再公布して統治し続けていることが違憲であると判示している。

Singh [1989] は，その冒頭で PIL はもはや簡単に失われるようなものには

32) *Chaitanya Kumar v. State of Karnataka*, (1986) 2 SCC 594.
33) *A. G. Prayagi v. State of Madhya Pradesh*, AIR 1987 MP 25.
34) *D. C. Wadhwa v. State of Bihar*, (1987) 1 SCC 378.

ならなくなっているとしている。そして，「PIL 積極主義」が新たな局面に入っている，すなわち抑圧された者の福祉に関わるのみならず，社会運営の効率化，コミュニティ間の調和，法の支配の維持及び公共的倫理の堕落防止にも関わるようになっており，憲法が名目的にもまた実質的にも権力の乱用に対する非革命的戦いの道具になっていることを示しているという。

こうした中で，N. T. ラーマ・ラーオ事件[35] は重要な政治的位置づけをもつとする。これはアーンドラ・プラデーシュ州首相[36] N. T. ラーマ・ラーオの政権において憲法的価値が失われているとして，200もの問題を取り上げて彼に対立する政党の運動家が訴訟を提起したものである。アーンドラ・プラデーシュ高裁はこの訴えは PIL としては審理できないとしたが，それは訴訟を提起した者が被告に対立する政党の者であるがゆえにであると明示した。公益に対する侵害が起きたときに，いかなる公共心を持つ者も「善意で（bona fide）」行為を行う（訴訟を提起する）ことができるとしたうえで，裁判所は原告があまりにも多くの問題を取り上げることについて受理することができないと述べている。そして裁判所は，N. T. ラーマ・ラーオがいくつかの権力濫用を行ったということは認めたが，それを元に一括して原告が求める結論を下すことはできないとした。

Singh［1990］は前年に引き続き PIL が拡大しつつある司法の管轄範囲（レパートリー）の重要な位置を占め，正統性を得るようになってきたとしたものの，そのあり方にはいまだ不明瞭な部分も残されているとしている。そしてその中でいくつかの原則を見いだすことができるとしている。そのうち，本稿で取り上げる事項に関わるものとして，裁判所は政府に対し批判や監視を行うことはできるが，行政権を侵害したり，行政組織の継続的な監督を気ままに行う

35）*D. N. Satyanarayana v. N. T. Rama Rao*, AIR 1988 AP 144.

36）州首相（Chief Minister）は州政権与党から選ばれた者が着任するもので，連邦政府から任命される州知事（Governor）に比べ，実質的な権力を保持するとされている。Muralidar［前掲］によれば，その権限は刑事捜査，官僚の異動，公有地の割当て等にまで影響を及ぼすもので，PIL を通じてこれらの決定が明らかにされることで説明責任性を担保することにつながる，とされている。

ことはできないということや，PIL の手続きは政治的利益のために用いられたり，政治家の役割について調査するために用いるべきではないということなどが挙げられている。このうち後者に関連しては，前述のプラヤギ事件と同様，当時の州大臣デーヴェ・ガウダ（H. D. Deve Gowda）に対しその罷免を求める訴訟が提起され，カルナータカ高裁にてこれが却下されるという事例[37]が紹介されている。これに対し，地方裁判所裁判官への任命あるいは昇進が法令通り行われていないということで弁護士がビハール州政府等に対して提起した PIL でパトナー高裁はビハール州政府，同州知事及びパトナー高裁事務局に対して法令通りの手続きをとるよう命令を発した事例[38]もある。

このように，1980年代半ば頃から政治的利益に関わる問題が PIL として提起されるようになり，同時にその訴訟の中には PIL として提起されるべきではないものとして却下される事例も出てきている。こうした状況が1990年代以降はどのような変化を見せてきたのかを続いて概観する。

(2) 1990年

最高裁は判例の中で繰り返し，PIL は権利の保障のために用いることができても政府・政策のあり方に立ち入るべきではないとの見解を示してきた。たとえば憲法第47条に定める禁酒政策の実施を求めたクリシュナ・バット事件[39]の判決で，ムカジー（Sabyasachi Mukarji）最高裁長官は，望ましいものだとして，あるいは必要なものだとして国に特定の政策を受け入れさせることは，憲法第32条の役割ではないと述べた。そして，裁判所は議論されるべき政策についての対立する主張の場ではないとしている。同様にヒンディー保護協会判決[40]でも，ムカジー長官は特定の政策で法的強制がなく，多様な見方があるものについては憲法第32条に基づく執行の対象にはならないと述べ，また，同

37) *B. M. Gangadhariah v. H. D. Deve Gowda*, AIR 1989 Kar 294.
38) *K. P. Verma v. State of Bihar*, AIR 1989 Pat 276.
39) *Krishna Bhatt v. Union of India*, (1990) 3 SCC 65.
40) *Hindi Hitrakshak Samiti v. Union of India*, (1990) 2 SCC 352.

条は政策の優先順位を示す手段ではなく裁判所は政策問題について判断する場所ではないとしている。

こうしたムカジー長官の言葉は司法積極主義の流れにあったそれまでのPILの展開に変化をもたらすものともみえるが，そうした状況を生み出した背景にはPILの濫用ともいわれる問題がより顕在化してきたことと関係があると思われる。たとえばSingh［1991］で紹介された，タミル・ナードゥ州知事の罷免を求めた事例[41]，1984年の総選挙の無効を求めた事例[42]などは，いずれも政策の主張をするためにPILを利用したものとして却下されており，こうした事例の増加がPILの展開にも影響を及ぼしているものと考えられる。

(3) 1991年～1993年

Singh［1992］は，その冒頭でPILにより過去においては司法が立ち入らなかった領域に足を踏み入れるようになってきたとしたうえで，PILのマス化と幻影（見かけ倒し）化により，これへの正統性が失われてきていると述べている。それは，過去においてPILは国家や社会により抑圧された人々のためのものであったのが，政治体制にひそむ問題や統治の問題に利用されるようになったことに理由があるとしている。彼はその対象として非衛生的環境，大学入学の手続き的問題，森林生産物の販売，病院の経営などを例として挙げているが，同時に政治家の身勝手さも裁判官が立ち向かいうる対象の一つとしており，政治的な問題を取り上げることとPILが抱える問題とが関連するものとして捉えられている。

こうした中で，アバデーシュ事件[43]はこれまでも見受けられたPILの問題点を示す事例として挙げることができる。これは一部の公務職に就く者についての罷免や免職，憲法改正，パキスタンに侵略された領土の奪還，さらにはテロリストにより誘拐された人質の解放について交渉を行った裁判官の免職を求

41) *Kasturi Radha Krishnan v. President of India*, AIR 1990 Mad 216.
42) *A. C. Datt v. Rajiv Gandhi*, AIR 1990 All 38.
43) *Maharshi Avadhesh v. State of Uttar Pradesh*, AIR 1991 All 52.

めた訴訟である。最高裁は本件を PIL の濫用であり，今回取り上げられた事項は政治的問題であって司法の審査になじまないものであるとして却下した。

Singh [1993] では，裁判所が訴えの内容は認めつつも請求された命令を発するまでにはいたらなかった事例が紹介されている。たとえば，オリッサ州首相が汚職行為を行った職員に対して暴行をはたらいたとして，訴訟が提起された事例[44] がある。オリッサ高裁はこうした行為は憲法第21条の生命に対する権利を侵害するものとして認めたが，原告に対する救済は認めなかったものである。また，ガウハティ高裁において任命された裁判官が，高裁裁判官としての資格を満たしていないとして PIL が提起された事例では，ガウハティ高裁ミゾラム支部がこれを司法部の管轄として，職権による PIL を提起する形をとった。そして，ミゾラム支部は当該裁判官に対し，法律書や家具等の購入に関しての理由開示命令を発した。その後，最高裁はミゾラム支部の行動を批判したが，当該裁判官が資格を満たしていないことについては認めている。

また，他に救済の手段がある場合は PIL を利用しないように求めた事例もある。たとえば原告が赤十字社アッサム支部における運営上の問題を指摘するなどした事例[45] では，最終的に原告に対し赤十字社社長との間で解決を図るよう勧告している。

カルナータカ州政府が前大統領に対して接遇費として540万ルピーを支出したとして，PIL が提起された事例[46] も注目された。カルナータカ高裁は，当該費用は議会の承認を得て支出されていること，実際の費用は約 3 年間で200万ルピーであったことなどから，訴えが認められるにはいたらなかった。しかし，こうした費用の支出についても PIL の対象として認められるという点については，重要な位置を占めるものとされている。

Singh [1994] では，いくつかの判例を取り上げて原告が「善意から」PIL を提起するものでなければならないことを強調している。このように，1990年

44) *Bimal Prasad Das v. Bijayananda Patnaik*, AIR 1992 Ori 10.
45) *Dr. (Miss.) E. Sharma v. State of Assam*, AIR 1992 Gau 58.
46) *I. K. Jagirdar v. State of Karnataka*, AIR 1992 Kar 175.

代初頭の経済自由化が進められはじめた中で，多様な問題がPILとして提起され，またそれがゆえに裁判所の負担が増えるようになってきたといえる。

(4) 1996年

Muralidhar［1997］によれば政治家による職権乱用や汚職などは「Scam」と呼ばれ，これらは公共の人々の関心を呼ぶものであって，PILの管轄になるとされている。たとえば本年度では，石油および天然ガス担当大臣の裁量により，その自家用車運転手やその親族などに給油ポンプ施設が割り当てられたことに対する訴えが提起されている。裁判所は問題とされた15件の割当てについて精査したのち，これを職権乱用として割当てを取消した。なお，のちに大臣は500万ルピーを国庫に納めるよう命令されている[47]。

また，同様の事件ではヒマーチャル・プラデーシュ州知事が都市開発大臣を務めていた際に，親族などに商店割当てを行っていたことが問題とされたものがある。これについても裁判所は職権の乱用を認め，政府に対して2か月以内に商店区画割当て政策を作成することなどを命じた[48]。また，当事者の元都市開発大臣に対しては，別の判決で600万ルピーの懲罰的賠償の支払いが命じられている[49]。

1993年に提起された訴訟において裁判所は，7名の政治家に対して贈賄がなされた事件について中央情報局（Central Bureau of Investigation: CBI）[50]が捜査を十分に行わなかったとして，捜査を迅速に行うよう命令し，また，継続的に命令を発する中で調査の進行をモニターするなどした。さらに政治家の行為を犯罪として取り上げるなどした。この事件は，贈賄側が「ハワラ」[51]とい

47）*Common Cause v. Union of India*, (1996) 6 SCC 530. *Common Cause v. Union of India*, (1996) 6 SCC 593.

48）*Shiv Sagar Tiwari v. Union of India*, (1996) 6 SCC 558.

49）*Shiv Sagar Tiwari v. Union of India*, (1996) 6 SCC 599.

50）連邦レベルの公務員による汚職のほか，経済犯罪やテロリズムなどを管轄する捜査機関。

51）中東から南アジアにかけてみられる信用取引による送金システムで，手続きが容易なことから出稼ぎ労働者などにより利用されるが，書類などが残らないため，マネーロンダリングなどの違法行為にかかわる危険性もあるとも指摘されている。

う送金システムのブローカーであったことから「ハワラ事件（Hawala case）」[52]と呼ばれ，大きなスキャンダルとなったものである。

これらのほか，公立病院院長による横領事件においてデリー高裁が，当該院長の異動がなされなかったのは「不法で，合理性に欠け，恣意的でかつ悪意による」とし，そのことについては首相の第一秘書で，院長の患者でもある者が「支配的に」行ったと指摘した。これに対して被告は最高裁に上訴したが，最高裁は「悪意による」という部分を「権限を乱用し」と，また，「支配的に」という部分を「影響により」と変更したうえで，高裁の判断を支持したという事例がある[53]。

以上のように，1996年においては政治家にかかわるいくつもの重要な事例について，裁判所が判断を示している。Singh［1997：396］は，PIL により汚職に関する情報を求めたり，政府の恣意的な権限の行使について異議を申し立てたり，政治家の行為について調査することを継続的に監視したりすることなどは，デニング卿が述べた「たとえあなたが施行の存在であったとしても，法はあなたの上にある」ということばを強調したものといえる，と述べている。

(5) 1997～1998年

Muralidhar［1999］は，公共的な説明責任性，すなわち汚職問題などについて裁判所が相変わらず関わりつづけ，PIL により「立法」を行い，あるいは政策の枠組みを作るという状況がみられている，と述べている。

前項で取り上げたハワラ事件は，1997年に最終的結論が出されるに至った[54]。これにいたるまでに「継続的命令」が出されるという方法が本件ではとられたが，この手法をとったことは，「ニーズを満たすために徐々に進行させていく新たな手段」と判例で表現されているものである。これは，事件についての調査を実質的に支配していたということができる。

---

52) *Vineet Narain v. Union of India*, (1996) 2 SCC 199.

53) *P. K. Dave v. P. U. C. L.*; (1996) 4 SCC 262.

54) *Veneet Narain v. Union of India*, (1998) 1 SCC 226.

その手続的な特徴として挙げられるものが5点あるとされる。第一に，関連する部局が無気力であったとすれば，単に命令を発しただけでは無駄であり，継続的に捜査報告をさせる必要があること，第二に，裁判所はCBIに対し，捜査結果に関して個人的に利害関係のある，あるいは何らかの影響を受けうる者から指示を受けたり，報告を行ったりしないように命じたこと，第三にCBIの捜査チームなどの異動についても裁判所が把握していたこと，第四に本件PILの原告に代わり，裁判所が法廷助言者として任命した弁護士が裁判所を支援したこと，そして第五に法務総裁からの求めにより審理の一部は非公開で行われたことである。これらの結果，54名に対して34件の起訴がなされることになった。

起訴の後，さらに大きな問題である調査機関の組織と運営について取り上げることになった。これは，政治的な有力者が捜査の対象になった場合，有効な捜査が行われていないのではないかとの疑念からのものであった。そこで，裁判所は，中央監視委員会（Central Vigilance Commission: CVC）[55] の強化などを提示した。また，CBIが政策決定レベルにある官僚等について捜査を行う際には当該官僚の属する省庁から事前に許可が必要であるとの指令を違憲であると判断している。

こうした裁判所の判断は，様々な反応を引き起こしたといわれる。裁判所の姿勢に賛同する側からは，裁判所が動態的に，かつ積極的に動いたことを評価する意見が出された。逆に，原告が十分にPILの手続の中で生かされているのかという点については疑問も提示されており，また，裁判所の介入が本当に十分な結果をもたらすのかという疑問も出されている。さらに，裁判所がCBIやCVCなどの組織及び運営について述べることが妥当なのかどうか，という意見も見られる。

このハワラ事件のほか，液化石油ガス（LPG）などの取扱いに関わる汚職事件[56] では継続的な命令を発する中で，これに関与した企業及びその役員や

55）汚職防止を目的とする連邦レベルでの諮問機関。

56）*Jagrti Upbhogta Parishad v. State of Uttar Pradesh*, (1998) 9 SCC 68, その他, (1998) 5 SCC 640, 等に継続的に発せられた命令が収録されている。

役員の親族の財産を差押えまたは押収することを命じ，また，役員の逮捕を含む捜査の進展について監視を続けた。

以上のように，当該年においても政治的問題に PIL が関わった事例がみられた。とくに継続的に命令を発することで裁判所が問題の取扱いをコントロールするという手法は，PIL の特徴として挙げられるものである。

(6) 1999～2000年

Muralidhar [2000] は，政治家がその政敵に対抗するために PIL を用いる例があるとして，タミル・ナードゥ州の前州首相ジャヤラリターの事例を[57]挙げている。たとえば，対抗する政党の党首が記念式典を公営の競技場で開催することについて，使用目的に問題があるとして訴えた件では，マドラス高裁が使用差止めまでは求めなかったため，ジャヤラリターは最高裁に上訴している。また，これと前後して1988年汚職防止法に基づく特別裁判官の任命に関して PIL を提起している。このほか，アーンドラ・プラデーシュ州では国民会議派のヤシュワント・シンが当時州首相のチャンドラバーブー・ナーイドゥを罷免させる令状の請求をするなどしていた[58]。

Muralidhar [2001] でもまた，州首相がからむ政治的問題が PIL で取り上げられている。たとえばアッサム州首相に関わる事例[59] の場合，州知事により1988年汚職防止法違反により告発されたことが契機となっている。大規模な公金詐取事件にからみ，事件はアッサム州警察から CBI へと移送された後，州首相を含む40名を起訴することを勧告した。その後，州知事は官僚22名を起訴したものの，州首相については CBI による立証が明確ではないという理由で起訴が見送られた。この州知事が発した命令に対して，州知事は憲法第361条によれば刑事訴追の対象とはならないと定められている以上，訴訟の当事者

57) *J. Jayalalitha v. State of Tamil Nadu*, (1999) 1 SCC 53.

58) *Y. S. Rajasekara Reddy v. His Excellency, State of Andhra Pradesh*, (1999) 6 ALT 381.

59) *Nabin Chandra Kalita v. State of Assam*, (2000) 1 Gau LR 96.

にはならないと考えるべきで，今回の訴訟は棄却されるべきだと主張した。この主張に対しガウハティ高裁は，州知事の命令は州政府の命令であり，適切な手段でこれに反対すべきだとした。ただし高裁は問題の重要性に鑑み，CBIに対して記録の提出を求めて州知事令の正当性を検討した。本件では，現職の州首相のような重要な役職に就く公務員であっても，捜査機関が一見明白な汚職の事例を明らかにしたときは，訴追の対象となるということをあらためて明確に示している。

このように，1990年代後半になると重要な役職に就くものが関わる汚職事件や，権限濫用に関わってPILが提起される事例がみられるようになってくる。

(7) 小　括

以上，1980年代から1990年代にかけて，とくに第三世代のPILとしてまとめられる対象事例が取り上げられた訴訟について，概観した。1980年代半ばにおいては，そうした事例はPILの中でも必ずしも大きな位置を占めるものではなかったが，徐々にそれが変化してきていることが年鑑での記載量の変化からもみてとることができる。

第三世代のPILが増えたことについては，さまざまな評価がみられた。これを「PIL積極主義」のあらわれとして社会運営の効率化のための重要な手段になっていると位置づける意見もあれば，PILの正統性が失われる契機として政治的問題が持ち込まれることを挙げる意見もあり，その評価が容易ではないことがうかがわれる。

ま　と　め

本稿では，日本での先行研究において人権保障の側面で裁判所が積極的役割を果たしていると評価されているPILについて，その展開と課題とを概観した。

2010年のウッタラーンチャル判決においてPILの歴史的展開が紹介され，その中で社会経済的に疎外されてきた人々の人権保障を主眼として提起された

第一世代のPILと呼ばれうるものがあり，これに続いて環境保護を目的として提起された第二世代のPIL，そして統治の説明責任，とくに汚職問題などを取り上げた第三世代のPILと，PILといっても大きく三つに分類されることが述べられていた。これらいずれのPILも，インド法制度の発展に大きな影響を及ぼしており，取り上げる事項の拡大がもたらした積極的側面は小さくない。それはたとえば，憲法第21条の「生命への権利」を援用して本来であれば司法による救済の対象とはならない憲法第4編「国家政策の指導原則」に関わる事項を訴訟で取り上げたり，環境保護関連の訴訟において「汚染者負担の原則」を打ち出したりというような事例にみることができる。ただし，原告適格の要件が緩和されていることがPILの大きな特徴の一つである中で，同時に本来PILとして提起することが妥当ではないような「取るに足らない」訴訟が増え，司法部に過大な負担をもたらしているという課題もまた提示されていた。

そこで，PILの展開と課題の発生との連関をみるため，第三世代のPILにカテゴライズされる事例について，それが散見され始めた1980年代後半から1990年代を取り上げ，概観した。インドの学者や実務家に話を聞く限りでは，統治の説明責任や汚職に関わる問題の増加とPILの濫用という問題との間には関連性はないという意見もみられたが[60]，第3章でみた様々な判例をみる限りでは，PILで取り上げられる事項の拡大とPILが抱える課題との間には全く関係がないとはいえない。

最高裁のパンディアン裁判官は，「PILの仮面をかぶった，実際には個人的利益等を目標とする者による，いわば取るに足らない訴訟は，裁判所の貴重な時間を浪費している」と述べている[61]。彼は裁判所の直面している状況として，次の4点を挙げている。

• 現代的「社会」国家における裁判官の役割拡大と，司法の責任への新たな

60) 前掲注2のヴェルマ教授，弁護士のナグパル（B. S. Nagpal）氏への聞き取り（ナグパル氏については2012年8月10日実施）による。

61) Singh [1993: 248]

要求

- 司法審査の新たな形の誕生と発展，そしてその発展の正統性
- 平等主義的理想への司法からの応答としての司法へのアクセス，そして（その具体的表れとしての）PIL
- PIL に関して，裁判所は法制度の促進をすすめる役割があること

いわばインドの裁判所にとって，PIL は自らに要請される責務を果たす一つの手段となっているとパンディアン裁判官はとらえており，そしてその課題が「取るに足らない」訴訟の増加にあることを示している。汚職問題などに対抗する手段として，PIL が活用されることはインド政治における裁判所の重要な役割を示すものといえる。しかし，政治家の関わる問題においてはときに政敵に対抗するといった目標の下に PIL が提起される結果，「取るに足らない」訴訟が多くなる可能性が生まれ，PIL の拡大が裁判所の負担をも増大させることにもつながるということができる。

PIL の拡大について，その課題も合わせてみる必要がある中では，ウッタラーンチャル判決で示された指令を念頭に置きつつ，政治的対立が関わる事例についてはとくに今後も集中して検討し続ける必要がある。なお，今回は1990年代までを検討の対象としてきたが，2000年代以降についても，その政治状況や汚職問題のあり方も視野に入れながら，PIL について考えなければならない。この点については，今後の課題である。

参　考　文　献

和文

浅野宜之［2009］「公益訴訟の展開と憲法解釈からみるインド司法の現在――その他後進階級にかかわるタークル判決をもとに――」近藤則夫編『インド民主主義体制のゆくえ――挑戦と変容――』アジア経済研究所研究双書 No. 580所収，123～154ページ

伊藤美穂子［2008］『インドの公益訴訟――開発と発展における裁判所の新たな役割』横浜国立大学博士学位請求論文

稲　正樹［1993］『インド憲法の研究――アジア比較憲法論序説――』信山社

孝忠延夫［2008］「アジアにおける現代型訴訟の展開可能性と法の支配――「公益訴訟」を手がかりとして」孝忠延夫・鈴木 賢（編）『北東アジアにおける法治の現状と課題』所収，成文堂，315～330ページ

孝忠延夫・浅野宜之［2006］『インドの憲法――21世紀「国民国家」の将来像――』関西大学出版部

佐藤　創［2001］「『現代型訴訟』としてのインド公益訴訟」（Ⅰ），（Ⅱ）『アジア経済』第42巻6号2～25ページ，第42巻7号18～36ページ，アジア経済研究所

――――［2010］「パキスタンにおける公益訴訟の展開と司法権」佐藤創（編）『パキスタン政治の混迷と司法――軍事政権の終焉と民政復活における司法部のプレゼンスをめぐって』所収，アジア経済研究所，91～107ページ

安田信之［1987］『アジアの法と社会』三省堂

英文

Baxi, Upendra [1996] On Judicial Activism, Legal Education& Research in a Globalising India, Capital Foundation Society, New Delhi.

Jagga Kapur (ed.) [n. d.] Supreme Court on Public Interest Litigation vol. XVI, LIPS Publications, New Delhi.

Sathe, S. P. [2002] Judicial Activism in India – Transgressing Borders and Enforcing Limits, Oxford University Press, New Delhi.

Singh, Parmanand [1986] "Public Interest Litigation" in Annual Survey of Indian Law 1985, Indian Law Institute, New Delhi. pp. 160-172.

――――［1987］"Public Interest Litigation" in Annual Survey of Indian Law 1986, Indian Law Institute, New Delhi. pp. 483-506.

――――［1988］"Public Interest Litigation" in Annual Survey of Indian Law 1987, Indian Law Institute, New Delhi. pp. 139-161.

――――［1989］"Public Interest Litigation" in Annual Survey of Indian Law 1988, Indian Law Institute, New Delhi. pp. 123-146.

――――［1990］"Public Interest Litigation" in Annual Survey of Indian Law 1989, Indian Law Institute, New Delhi. pp. 45-63.

――――［1991］"Public Interest Litigation" in Annual Survey of Indian Law 1990, Indian Law Institute, New Delhi. pp. 181-189.

――――［1992］"Public Interest Litigation" in Annual Survey of Indian Law 1991, Indian Law Institute, New Delhi. pp. 35-55.

――――［1993］"Public Interest Litigation" in Annual Survey of Indian Law 1992, Indian Law Institute, New Delhi. pp. 239-251.

――――［1994］"Public Interest Litigation" in Annual Survey of Indian Law 1993, Indian Law Institute, New Delhi. pp. 245-264.

Muralidhar, S. [1997] "Public Interest Litigation" in Annual Survey of Indian Law 1996, Indian Law Institute, New Delhi. pp. 369-397.

——— [1999] "Public Interest Litigation" in Annual Survey of Indian Law 1997-98, Indian Law Institute, New Delhi. pp. 525-564.

——— [2000] "Public Interest Litigation" in Annual Survey of Indian Law 1999, Indian Law Institute, New Delhi. pp. 477-509.

Upadhyay, Videh [2007] Public Interest Litigation in India – Concepts, Cases, Concerns, LexisNexis, New Delhi.

Wadehra, B. L. [2009] Public Interest Litigation A Handbook (Second Edition), Universal Law Publishing, Delhi.

判例集

AIR : The All India Reporter

SCC : Supreme Court Cases

SCR : Supreme Court Reports

Gau LR ; Gauhati Law Reports

ALT : Andhra Law Times